

江戸川区立松江第二中学校 いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 目的

このいじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

第2 いじめ防止等の基本的な対策等

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、自殺や不登校といった生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である。この認識を全教職員で共有し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行う。

2 学校において実施する対策

いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいないという共通認識に立ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめと向き合い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、解決に取り組む。

(1) いじめの未然防止

すべての生徒が、いじめは人として決して許されないことを理解し自覚するとともに、すべての生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する温かい人間関係をはぐくむため、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、親身な対応を行う。

また、定期的なアンケート調査等を実施し、学校全体でいじめの実態を把握するための取組や、学校における教育相談体制の充実を図る。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合は、いじめを受けている生徒の安全確保を最優先するとともに、いじめ行為をやめさせ、再発を防止するなど組織的かつ迅速に対応できる体制を整える。

また、保護者や教育委員会への連絡・相談や、状況に応じて必要な関係諸機関との連携を進める。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめが複雑化、多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ適切に対応していくため、家庭や地域の方々、関係諸機関との連携を推進する。

(5) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織（「江戸川区立松江第二中学校いじめ対策委員会」）を設置し、いじめ対策を行う中核的な役割を担う。この委員会は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等で構成する。

3 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、いじめ対策委員会を中心に、早期に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ② 学校は、事故の発生及び調査の結果等について、速やかに教育委員会を通じて区長に報告する。

第3 実効性ある取組を継続するための措置

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する対応を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取組状況を検証し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。